平成２７年（フ）第１８９６号
神奈川県川崎市高津区下作延７丁目６番10―203号　ファミールＭＯ、開始決定時の住所愛知県愛西市江西町寺北100番地
破産者　オリエンタルファームこと　東方伊佐司
1　決定年月日　平成30年３月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第６０２号
広島市安佐南区西原４丁目31番２号
破産者　松本　真一
1　決定年月日　平成30年３月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１３号
徳島県阿南市住吉町間屋前281番地46
破産者　小椋　優治
1　決定年月日　平成30年３月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所阿南支部

平成２８年（フ）第６号
北海道檜山郡上ノ国町字上ノ国６番地１
破産者　佐藤　正男
1　決定年月日　平成30年３月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所江差支部

平成２９年（フ）第１４１号
青森県むつ市上川町９番２号　中里貸家５号
破産者　坂本　　裕
1　決定年月日　平成30年３月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第４６号
宮城県遠田郡美里町字桜木町70番地１
破産者　石川　国弘
1　決定年月日　平成30年３月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２９年（フ）第２２４３号
横浜市旭区白根２丁目19番12号
破産者　西山　　篤
1　決定年月日　平成30年３月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２９年（フ）第６５１号
北九州市八幡東区帆柱１丁目７番６号
破産者　田代　健一
1　破産債権の届出期間　平成30年４月12日まで
2　一般調査期日　平成30年５月10日午後１時30分
平成30年３月22日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第２３７号
北海道空知郡南富良野町字幾寅590番地１
ハイツ大乗Ⅱ１－５
破産者　村上　理恵
1　破産債権の届出期間　平成30年４月23日まで
2　一般調査期日　平成30年６月６日午後３時
平成30年３月23日　　旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２３１号
三重県津市阿漕町津興843番地３　レオパレスＹＴ望203、前住所三重県津市高茶屋３丁目３番７号
破産者　三ツ森真美子
1　破産債権の届出期間　平成30年４月23日まで
2　一般調査期日　平成30年６月１日午前10時15分
平成30年３月23日　　津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第４６号
三重県志摩市磯部町的矢720番地、住民票上の住所三重県名張市桔梗が丘西１番町106番地
破産者　堀口　朋啓
1　破産債権の届出期間　平成30年４月23日まで
2　一般調査期日　平成30年５月31日午前10時
平成30年３月22日　　津地方裁判所伊賀支部

平成２９年（フ）第５２５４号
大阪市西成区津守３－５－18津守病院内、住民票上の住所大阪市西成区山王３丁目17番９号
破産者　ＴＩＳこと　渡邊　　勝
法定代理人成年後見人　山口　昌之
1　破産債権の届出期間　平成30年４月23日まで
2　一般調査期日　平成30年５月28日午後２時
平成30年３月22日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１６１号
広島県福山市大門町４丁目16番５号
破産者　有限会社昭栄工業
1　破産債権の届出期間　平成30年４月26日まで
2　一般調査期日　平成30年６月15日午前10時45分
平成30年３月23日
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２９年（フ）第５２６号
名古屋市瑞穂区雁道町２丁目７番地
破産者　株式会社よし川屋
1　破産債権の届出期間　平成30年４月27日まで
2　一般調査期日　平成30年７月４日午後２時30分
平成30年３月22日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２２０１号
大阪市鶴見区今津中１丁目６番４号
破産者　上村佳津介
1　破産債権の届出期間　平成30年４月27日まで
2　一般調査期日　平成30年６月13日午後２時
平成30年３月22日
大阪地方裁判所第６民事部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成３０年（フ）第５４号
福岡県福岡市早良区西新４丁目８番34―603号　ＳＡＺＡ21ビル、再生申立時の住所徳島県徳島市庄町３丁目32―602
破産者　永田　道之
免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
平成30年３月22日　　徳島地方裁判所民事部

再生手続開始

平成３０年（再）第１号
埼玉県本庄市児玉町秋山3012番地
再生債務者　株式会社児玉カントリー倶楽部
1　決定年月日時　平成30年３月20日午後１時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年５月８日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成30年６月12日から平成30年６月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２９年（再）第３号
岡山県倉敷市片島町５番地７
再生債務者　株式会社あじさいの花
1　決議に付する再生計画案　平成30年２月28日付け再生債務者提出の再生計画案（平成30年３月８日修正）
2　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
3　債権者集会
(1)　期日　平成30年５月22日午後１時30分
(2)　会議の目的　再生計画案の決議
4　書面投票期間　平成30年４月27日まで
5　議決権不統一行使の通知期限　平成30年４月27日
平成30年３月20日
岡山地方裁判所第３民事部